

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食7時35分、
昼食11時45分、夕食18時)、適温で提供しています。

●入院時食事療養費の標準負担額(1食につき) [地域包括ケア病棟(2階)]

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	490円	
		●(例外1)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 ●(例外2)精神病床入院患者	} 280円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が91日超	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	

●入院時生活療養費・生活療養標準負担額 [療養病棟(3階)]

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額		
		食費 (1食)	居住費 (1日)	
一般	①一般の患者 (下記のいずれにも該当しない)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する医療機関に入院	490円	370円
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する医療機関に入院	450円	
	②厚生労働大臣が定める者 [=重篤な病状又は集中的治療を要する者等] (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		生活療養(Ⅰ)490円 生活療養(Ⅱ)450円	370円
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)	280円	0円	
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)		230円	370円
	⑤低所得者Ⅱ [重篤な病状又は集中的治療を要する者等]	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ[重篤な病状又は集中的治療を要する者等]		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)			
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者		110円	0円
	⑪境界層該当者			

令和6年6月1日現在